

沼津市障害者相談支援事業実施要綱

平成23年3月29日部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号の規定に基づき、沼津市が実施する地域生活支援事業における障害者相談支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、沼津市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部又は全部を、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者の指定を受けた社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に委託することができるものとする。

2 前項の規定により法人等への委託に関し必要な事項は、別に定める。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、法第4条に定義される障害者、障害児、保護者及びその家族等であって、原則として、本人又はその家族等が市内に居住している者とする。

(支援センター等の設置)

第4条 市は、適切な事業を実施するため、基礎型障害者相談支援センター（以下「基礎支援センター」という。）、強化型障害者相談支援センター（以下「強化支援センター」という。）及び障害者総合相談支援センター（以下「総合支援センター」という。）を設置する。

2 市は、基礎支援センター、強化支援センター及び総合支援センター（以下「支援センター等」という。）相互における情報交換等の連携を図り、事業が円滑かつ適切に実施できるよう体制整備に努めるものとする。

3 市は、事業に従事する職員等の資質向上を図るため、必要に応じて研修の機会を設けるものとする。

(事業の内容)

第5条 支援センター等は、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1) 基礎支援センター 別表1に掲げる事業

(2) 強化支援センター 基礎支援センターの実施する事業に加え、別表2に掲げる事業

- (3) 総合支援センター 基礎支援センター及び強化支援センターの実施する事業並びに基礎支援センター及び強化支援センターに対する包括的な指導、助言、調整等

(支援センター等の組織)

第6条 基礎支援センターは、常勤かつ専従の相談支援員（以下「相談員」という。）を1人以上置く。

2 強化支援センターは、常勤かつ専従の相談専門員（以下「専門員」という。）を1人以上置く。

3 総合支援センターは、原則として常勤換算で1人以上の専門員及び常勤換算で2人以上の相談員を置き、併せて市職員を配置する。

4 相談員は、相談支援従事者初任者研修及び障害程度区分認定調査員研修の修了者であって、障害者（児）処遇の業務に関する実務経験を有する者又はこれと同等の経験と知識を有すると認められる者とする。

5 専門員は、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第549号）の規定を満たす相談支援専門員であり、かつ、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等の資格を有し、障害者（児）処遇の業務に関する実務経験を10年以上有する者又はこれと同等の経験と知識を有すると認められる者とする。

(服務心得)

第7条 事業に従事する者は、次の各号に留意し服務を遂行しなければならない。

(1) 対象者の人格を十分尊重し、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務上知り得た対象者の身上及び家庭の情報等については、支援業務以外に用いないほか、沼津市個人情報保護条例（平成12年沼津市条例第38号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱うこと。

(3) 資質の向上のため、県、市及び障害者関係施設等が主催する研修に積極的に参加すること。

(4) 相談記録などの書類を整備するとともに、記録を適正に保管すること。

(設備及び開所日時)

第8条 支援センター等は、対象者が安心して事業を受けるために必要なスペースを設けるものとする。

2 基礎支援センター及び強化支援センターは、1日8時間以上かつ週5日以上開所し、電話による相談支援を24時間 365日対応できる体制又はこれと同等と認められ

る体制を整えるものとする。

3 総合支援センターは、市役所の開庁日に併せて開所し、原則として午前9時から午後4時まで相談支援を実施する体制を整えるものとする。

(利用料)

第9条 支援センター等における事業に係る利用料は、無料とする。

(報告)

第10条 支援センター等は、事業の実施状況を市の指定する様式により定期的に市に報告するものとする。

(公正・中立性の確保)

第11条 支援センター等は、事業を実施するに当たって、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、その公正性及び中立性を確保しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に市民福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月29日市民福祉部長決裁)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

基礎支援センターにて実施する事業	
基礎相談事業	<p>障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、次に掲げる業務を実施するものとする。</p> <p>(1) 障害福祉サービス及びその他のサービスの利用に関する支援</p> <p>(2) 自立した日常生活又は社会生活を営むための支援</p> <p>(3) 福祉に関する各般の問題に対する支援</p> <p>(4) 厚生労働省令で定める便宜を供与するための支援</p> <p>(5) 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための支援</p> <p>(6) 成年後見制度利用支援等の障害者等の権利擁護に必要な支援</p> <p>(7) 関係機関との協働による相談支援</p> <p>(8) その他、障害者及び家族の生活に関わる相談支援</p>
ピアカウンセリング事業	<p>障害者相互が協力し、社会生活上必要とされる心構え及び生活能力を習得するために必要な援助を行う業務を実施する。</p>
沼津市障害者自立支援協議会に関する事業	<p>沼津市障害者自立支援協議会の運営に対する支援及び各専門部会の運営に関する業務を実施する。</p>

別表 2（第 5 条関係）

強化支援センターにて実施する事業	
基礎相談機能強化事業	<p>基礎支援センターにて実施する事業で扱う処遇困難なケースへ対応するため、次に掲げる業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支援困難事例への指導・助言 (2) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する指導・助言 (3) 沼津市障害者自立支援協議会を構成する指定一般相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言 (4) 地域の相談支援のネットワーク構築 (5) 基礎相談支援センターへの指導・助言 (6) ケア会議、サービス調整会議等の開催協力
住宅入居支援等事業	<p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者（共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整等を行うものとし、次に掲げる業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続きの支援に関する業務 (2) 利用者の生活上の課題に対し、夜間を含め、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務